水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料

ピリダクロメチル

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	3-クロロー4-(2,6-ジフルオロフェニル)-6-メチルー5-フェニルピリダジン				
分子式	C17H11ClF2N2	分子量	316.7	CAS 登録番号 (CAS RN®)	1358061-55-8
構造式	F CI N N				

2. 作用機構等

ピリダクロメチルは、ピリダジン骨格を有する殺菌剤であり、発芽管伸長を阻害し、菌糸生育阻害活性を有することが確認されている($FRAC: 53^*$)。

本邦では未登録である。

本農薬の製剤は水和剤があり、適用農作物等は麦、野菜、豆、花きとして登録申請されている。

※参照: https://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html https://www.frac.info/

3. 各種物性等

外観・臭気	白色結晶性固体、無臭	土壤吸着係数	${ m K_{F}^{ads}_{OC}}=1{,}500{-}3{,}400 \ (20{^\circ}{ m C})$	
融点	173.9℃	オクタノール /水分配係数	$logPow = 4.10 (20.5 \degree C, pH6.84)$	
沸点	230℃で分解 のため 測定不能	生物濃縮性	$BCFss = 19.4 (3.00 \mu \text{ g/L})$ $BCFss = 23.0 (30.0 \mu \text{ g/L})$	
蒸気圧	1.3×10 ⁻⁶ Pa (20°C) 2.7×10 ⁻⁶ Pa (25°C)	密度	1.4 g/cm³ (20°C)	
加水分解性	5 日間安定(50℃、pH4、 7、9)	水溶解度	0.76 mg/L(19.9−20.1℃、 pH6.77(脱イオン水))	
水中光分解性	半減期 16.5 日(東京春季太陽光換算 49.8 日) (滅菌緩衝液、pH 7 、25℃、22.50−24.43W/m²、300−400nm)			
pKa	UV/VIS スペクトル測定において、酸性及びアルカリ性溶液でのスペクトル変化は認められず、解離定数の測定を実施しなかった。			

Ⅱ. 安全性評価

一日摂取許容量(ADI) 0.08 mg/kg 体重/日

食品安全委員会は、令和4年8月31日付けで、ピリダクロメチルのADIを0.08 mg/kg体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働大臣に通知した。

なお、この値は各試験で得られた無毒性量のうち最小値 $8 \, \mathrm{mg/kg}$ 体重/日を安全係数 $100 \,$ で除して設定された。

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度(水濁 PEC)

1. 製剤の種類及び適用農作物等

申請者より提出された申請資料によれば、本農薬の製剤は水和剤があり、適用農作物等は麦、野菜、豆、花きがある。

2. 水濁 PEC の算出

(1) 非水田使用時の水濁 PEC (第1段階)

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法(下表左欄)について、第 1段階のPEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準 拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値		
適用農作物等	野菜	I: 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分g/ha) (左欄の最大使用量に、有効成分濃度を 乗じた上で、単位を調整した値)	525	
剤 型	35%水和剤	N _{app} :総使用回数(回)	3	
当該剤の単回・単位 面積当たり最大使 用量	150 mL/10a (2000 倍に希 釈した薬液を 10a 当たり 300L	D _{river} :河川ドリフト率(%)	0.2	
	使用)	Z _{river} :河川ドリフト面積(ha)	0.11	
地上防除/航空防除 の別	地上防除	Ru: 畑地からの農薬流出率 (%)	0.02	
使用方法	散布	A_p :農薬使用面積(ha)	37.5	
総使用回数	3 回	Fu: 施用方法による農薬流出補正係数	1	

(2) 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)		
水田使用時	適用なし		
非水田使用時(第1段階)	0.00002420···		
うち地表流出寄与分	0.00002411…		
うち河川ドリフト寄与分	0.00000009…		
合 計1)	$0.00002420 \ \ = \ \ $		

 $[\]overline{}$ 水濁 $\overline{\rm PEC}$ の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総 合 評 価

1. 水質汚濁に係る登録基準値

登録基準値			0.2 mg/L			
以下の算出式により登録基準値を算出した。1						
0.08 (mg/kg 体重/日)	× 53.3 (kg)	× 0.	1 /	2 (L /人/日)	=	0.21··· (mg/L)
ADI	体重	10 %	配分	飲料水摂取量		

¹⁾ 登録基準値は、体重を53.3kg、飲用水を1日2L、有効数字は1桁(ADIの有効数字桁数)とし、2桁目を切り 捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 1)	なし
水質要監視項目 2)	なし
水質管理目標設定項目 3)	なし
ゴルフ場指導指針4)	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」(昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号)第 4 号に基づき設定された基準値。

2. リスク評価

水濁 PEC は 0.000024 mg/L であり、登録基準値 0.2 mg/L を超えないことを確認した。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質 に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

^{4) 「}ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」(令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知)において設定された水濁指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition